

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会
一般社団法人日本添乗サービス協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

旅程管理業務に関する実務の経験に係る取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、日本社会全体に深刻な影響が生じていることを受け、令和2年3月27日付け観参第1194号「新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する旅行業法に係る関係事務の取扱いについて」において、旅行者等に対する旅行業法の規定の適用についても、極力弾力的に運用することとしている。

現在においても、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、引き続き警戒が必要な状況が続いていることを受け、平成29年4月1日から令和3年3月31日までに旅程管理業務に関する研修の課程を修了した者（旅程管理業務を行う者として、各旅行者において選任される者のうち主任として選任見込みの者に限る。）が旅程管理業務に関する実務の経験を積むことができない場合は、特例として、下記のとおり弾力的に取り扱うこととする。

記

1. 標記取扱いの対象について

平成29年4月1日から令和3年3月31日までに旅程管理研修機関が実施する旅程管理研修の課程を修了した者（旅程管理業務を行う者として、各旅行者において選任される者のうち主任として選任見込みの者に限る。）とする。

2. 旅行業法施行規則第33条に規定する実務の経験について

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記1.の者が旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第33条に規定する実務の経験（旅程管理研修の課程を修了した日の前後1年以内に1回以上又は旅程管理研修の課程を修了した日から3年以内に2回以上の旅程管理業務に従事した経験）を積むことができない場合、当該旅程管理研修の課程を修了した日については、旅程管理研修機関が上記1.を対象として実施する旅程管理研修の補習を受講し、修了試験を受験して、改めて当該旅程管理研修の課程を修了した日とする。

